

札幌市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第14号

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(23) 脱炭素化推進基金（以下「脱炭素化基金」という。） 脱炭素化の推進に資する。

(2) 第8条第1項中「及びリサイクル基金」を「、リサイクル基金及び脱炭素化基金」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。